

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業  
(住宅用外構材の新製品開発)  
募集要領

【平成22年度版】

平成22年6月  
日本木材防腐工業組合

## 目次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2. 1 新製品企画の公募	1
2. 2 新製品開発	3
3. 事業の実施方法	5
3. 1 事業の流れ	5
3. 2 提案の評価	6
3. 3 製品化を行う企画の採択	6
3. 4 共同開発契約	6
4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点	6
4. 1 共同開発の計画変更	6
4. 2 実績報告	7
4. 3 成果等の取り扱い	7
4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	8
5. 情報の取り扱い等	8
5. 1 情報の公開・活用	8
5. 2 個人情報の利用目的	8
6. 応募方法	8
6. 1 公募期間	8
6. 2 提出先、問い合わせ先	8
6. 3 提出方法	9
6. 4 提出書類	9

応募様式（別添）

## 1. 事業の趣旨

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは、減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材の利用を飛躍的に拡大していく必要があります。本事業は住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としております。

この観点から、これまで地域材の利用が低位な住宅用外構材について、地域材の利用拡大に寄与する新製品の企画を公募によって募り、先導的な技術等を導入した優れた提案について、日本木材防腐工業組合と提案者との共同により製品化を行います。

## 2. 事業内容

本事業は、新製品企画の公募と新製品開発の2つの事業から構成されています。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

### (1) 新製品企画の公募

日本木材防腐工業組合（以下「組合」といいます。）は、事業の提案に必要な要件を定めて公募を行います。

応募のあった新製品企画について評価を行い、優れた提案を選定（以下「採択」といいます。）します。

### (2) 新製品開発

組合は、(1)により採択された提案者（以下「開発者」）との間で共同により製品化を行います。

製品化の事業には、組合との共同開発契約締結後より着手することができます。組合が経費を負担する期間は、共同開発契約の期間内となります。

## 2. 1 新製品企画の公募

### 2. 1. 1 公募する新製品企画

地域材を使った住宅用外構材製品（デッキ、フェンス、パーゴラなど）の企画を対象とします。

また、提案される新製品企画は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ①地域材（主にスギ、ヒノキ等の人工林材やこれまで利用の進んでいない樹種の材を対象とします。）を活かしたものであり、地域材の需要拡大に高い効果が期待できるものであること。
- ②先導的な技術等が導入され、創意工夫を含むものであること。
- ③住宅用外構材に求められる基本性能を持った製品化を目指すものであること。  
今回募集するものについては、基本性能として要求される項目及び要件については、2ページのとおり。
- ④平成23年2月末までに完了できるものであること。

本事業における基本性能の基準について

項目	本事業の製品開発により目指す内容
耐久性	メンテナンス方法や薬剤処理など、防腐・防蟻に対する何らかの対策を講じ、概ね5年以上の耐久性を付与させること
耐候性	日光や風雨による退色、変色に対する必要な対策が講じられていること
寸法安定性	経年変化による割れ、狂い等に対する必要な対策が講じられていること
防火性能	建築基準法上、防火性能または準防火性能が求められる場合は、防火性能または準防火性能を確保するために必要な対策が講じられていること

- 注：① 耐久性、耐候性、寸法安定性の3項目は必須。いずれもこの基準に該当していること。
- ② 防火性能は、当該性能が求められる部位に設置することを目的として開発する場合、この基準に該当していること。

## 2. 1. 2 新製品企画の評価

新製品企画としては次のようなものを想定し、評価を行います。

なお、製品化の実施体制が確保されていない製品企画のみの提案や製品化を行う予定のない評価のみを目的とした提案は受け付けられません。

(選定に当たっての考え方の例)

- ・ 製品の有用性、革新性、今後の発展性を評価する。
- ・ 提案の汎用性、コスト等も含めた普及可能性等を評価する。
- ・ 到達するレベルの高さを評価することとあわせ、取組みの努力、今後の展開にも配慮して評価する。

## 2. 1. 3 応募者

応募者は、2. 1. 1で示す事業を行う者とし、事業を行う者のグループによる応募も可能です。なお、応募にあたっては、製品開発時において住宅関連業者（販売業者、施工業者）の協力体制（アドバイス、共同開発など。協力体制のレベルは問いません。）が確保されていること（または予定があること）が条件となります。（住宅関連業者による提案の場合を除きます。）

応募した製品企画が採択されますと、その企画について組合との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

## 2. 2 新製品開発

### 2. 2. 1 共同開発を行う者

組合と新製品の共同開発を行う者は、新製品企画を提案し、組合による採択を受けたのち、その企画について組合との共同開発契約を行った者となります。

### 2. 2. 2 共同開発の内容

組合との共同開発は、以下の内容について対象とします。

- ・ 製品開発（試作品の製作、製品化に係る基礎試験等）
- ・ 性能評価（新製品の基本的性能の評価試験、試験体の製作等）

### 2. 2. 2. 1 計上できる経費

#### (1) 技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する開発者が支払う実働に応じた対価です。日当たり単価<sup>※</sup>に事業に従事した日数を乗じた額です。

※ 日当たり単価の算定にあたっては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。なお、算定にあたっては退職給与引当に要する経費を含まないものとします。

(2) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、実験補助等）について、開発者が支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

単価については、当該開発者の賃金支給規則によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(3) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる企画、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(4) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる開発者が行う資料収集、各種調査、打合せの実施に必要な経費です。

(5) 需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、資料等の印刷料、郵便料、諸物品の運賃等の経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために追加的に必要な経費です。

(7) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

2. 2. 2. 2 申請できない経費

(1) 建物・土地等の不動産取得費

事業を実施する際に必要なものであっても、建物や土地等の不動産取得費を計上することはできません。

(2) 耐用年数が1年を超えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

(3) 事業の執行上特に必要のない会議費

懇親会等事業の執行上特に必要でない会合等の飲料、食費等

(4) 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

(5) 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

(6) その他、当該事業の実施に関連性のない経費

### 2. 2. 3 開発経費の負担

開発者が行う製品化に係る経費に対して、組合が負担する金額は4百万円を限度とし、組合が別途定める手続きに基づき支払います。

なお、組合が負担する金額については、提案された内容について評価委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、提出書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

### 2. 2. 4 経費を負担する期間

組合が経費を負担する期間は、共同開発の契約期間（契約締結日から平成23年2月末までの製品化が完了するまでの期間）となります。

### 2. 2. 5 その他

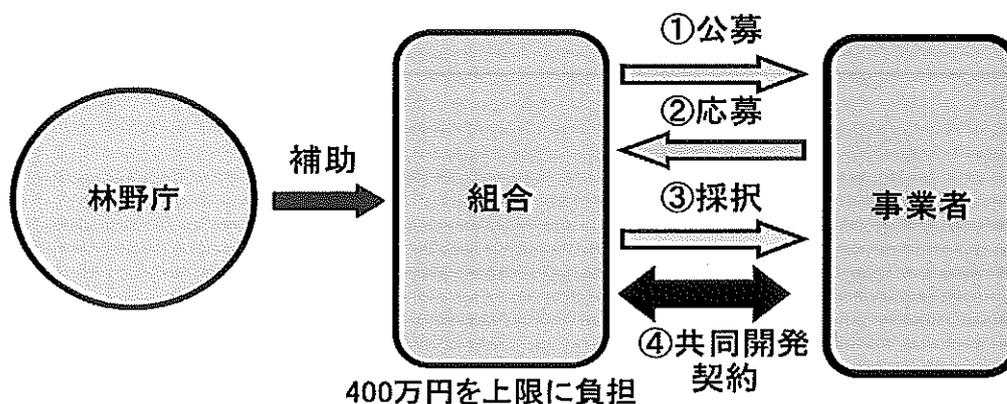
同一の内容で、国、地方公共団体等の補助金等を受けている事業は対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象とすることがあります。

## 3 事業の実施方法

### 3. 1 事業の流れ

本事業において提案を行い、組合との共同による製品化を行おうとする者は、下記の実施スキームにより契約等を行っていただきます。

#### ■ 実施スキーム



### 3. 2 提案の評価

#### (1) 評価の実施体制

提案事業の採択にあたり、応募提案は、組合に設置する学識経験者等からなる評価委員会において評価が行われます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有する企業、団体等が業務として、コンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

なお、委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 評価の手順

提出書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、提出書類の内容について書面評価を行います。評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行い、評価結果を決定します。

追加資料を請求した場合、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合や、ヒアリング等に応じることができない場合には評価の対象とならないことがあります。

なお、ヒアリング等の時期は、応募締め切りから1ヶ月程度を予定しています。

### 3. 3 製品化を行う企画の採択

評価委員会の評価をもとに、組合が採択企画を決定し、応募者に通知します。

### 3. 4 共同開発契約

応募した製品企画が採択されると、その企画について組合との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くこととなります。

採択結果の通知時に共同開発契約の手続きの詳細等についてお知らせします。

## 4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点

### 4. 1 共同開発の計画変更

組合と共同開発契約を行った者は、やむを得ない事情により、次の(1)又は(2)を行おうとする場合には、あらかじめ組合の承認を得る必要があります。

- (1) 共同開発契約における計画の内容又は製品化に要する経費の配分を著しく変更しようとする場合
- (2) 共同開発契約における製品化の事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、製品化が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、共同開発契約の内容に変更があり採択された製品企画と異なるものとなったと判断されたものについては、組合による経費の負担の対象となりませんのでご注意ください。

#### 4. 2 実績報告

開発者は、事業が完了したときは、「実績報告書」を提出していただく必要があります。様式については、共同開発契約の際にお知らせする予定です。

#### 4. 3 成果等の取り扱い

(1) 共同開発契約により実施した製品化の事業により工業所有権等が発生した場合、その工業所有権等は組合と開発者との共有となります。これと併せて、以下の①～③の遵守を約束することが支援の条件となります。

① 本事業の成果により工業所有権等の権利の出願をする場合には、組合との共願手続きを取るものとする。

② 組合が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を組合に許諾すること。

③ 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、組合が当該工業所有権等を活用するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

※ 工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のことといいます。

(2) 工業所有権権を含む所有権の確立、維持等の費用は開発者の負担とします。

(3) 当事業終了後5年間は、毎年度、当事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況及び製品の供給実績を収益及び実績の有無にかかわらず、報告していただきます。

また、当事業期間終了後5年間において、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと組合が認めた場合には、組合が負担した経費の額を限度として、負担した経費の全部又は一部を納付していただきます。

#### 4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

開発者には共同開発契約の期間終了後、事業の取り組みに関する、調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

### 5. 情報の取り扱い等

#### 5. 1 情報の公開・活用

##### (1) プレス発表等

共同開発契約の締結後、採択された製品企画については製品企画名、提案者、概要等をプレス発表し、併せて組合のホームページに掲載します。

##### (2) 製品化事業等の公表

広く一般に地域材の新たな製品について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提出書類等に記載された内容について、開発者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該開発者が申し出た場合は原則公開しません。

#### 5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

### 6. 応募方法

#### 6. 1 公募期間

平成22年6月21日（月）～平成22年7月20日（火）

（提出書類は7月20日必着）

#### 6. 2 提出先、問い合わせ先

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。

応募様式は、下記のホームページからダウンロードしてご使用下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル9F

日本木材防腐工業組合（担当：加藤）

TEL：03-3584-0913 FAX：03-3584-6810

メールアドレス：boufu@bbxc.ftbb.net

ホームページ：http://www.jwpia.or.jp（応募様式のダウンロード可能）

### 6. 3 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送時は、「提出書類在中」を記入してください。（提出書類の差し替えは固くお断りします。）

### 6. 4 提出書類

新製品企画を提案しようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、必要数を揃えて提出してください。

#### ■提出書類一覧表

区分	書類名	必要数	備考
1) 提案申請書	提案申請書	1部	様式1
2) 添付書類	①提案概要		様式2
	②基本性能の概要		様式3
	③先導的な提案概要		様式4
	④地域材の需要拡大への寄与内容の説明		様式5
	⑤事業経費		様式6
	⑥製品イメージ図	別添書類	
3) CD-R	上記1), 2) の電子データを記録したもの	1枚	

#### ※ 注意事項

- ① 1)、2)の提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズにまとめて、左上角をホッチキス留めして下さい。
- ② 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワードとして下さい。ただし、ワード2007は未対応ですので、ご注意下さい。
- ③ 3)のCD-Rには、「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（平成22年度）」と「応募課題名（例：〇〇型スギウッドデッキ）」を記載して下さい。
- ④ 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤ 提出書類及びCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

#### ※ 記入にあたっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

1) 提案申請書

- ・ 1枚を限度とします。

2) 添付書類

①提案概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 複数の事業者等による共同提案の場合、共同提案の事業者名のリストと組織図に関する書類を別途作成してください。(A4版)

②基本性能の概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 基本性能の概要を記載して下さい。

③先導的な提案概要

- ・ 提案項目ごとに1枚を限度とします。
- ・ 提案時に、新製品企画の提案適合性・実効性等を審査することができるよう、提案概要を具体的に記載してください。

④地域材の需要拡大への寄与内容の説明

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 需要拡大への寄与内容を定量的に記載してください。

⑤事業経費

- ・ 提出書類は、必要に応じ欄を拡大して記入してください。1枚とする必要はありません。

⑥製品イメージ図等 (A4 : 1～2枚程度)

- ・ 本事業で開発に取り組む製品の概要が分かる図面を添付してください。